（児童福祉法施行令の一部改正）

第三条　児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の五第一項第五号中「第四十九条の二又は第五十九条の二第一項又は第五十九条の二第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の百」を「第四十九条の二第一項又は第五十九条の二第二項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれらの規定に規定する百分の七十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合」に改める。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正）

第四条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）の一部を次のように改正する。

第四十三条の五第一項第三号中「第四十九条の二又は第五十九条の二」を「第四十九条の二第一項又は第五十九条の二第一項」に改め、「八十分の百」の下に「、同法第四十九条の二第二項又は第五十九条の二第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の百」を加え、「割合」を「割合、同法第五十条第三項又は第六十条第三項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれらの規定に規定する百分の七十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合」に改め、同条第六項第一号中「第四十九条の二」を「第四十九条の二第一項」に改め、「八十分の百」の下に「、同条第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の百」を加え、「割合」を「割合、同条第三項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれらの規定に規定する百分の七十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合」に改め、同条第七項中「第四十九条の二又は第五十九条の二」を「第四十九条の二第一項又は第五十九条の二第一項」に改め、「八十分の百」の下に「、同法第四十九条の二第二項又は第五十九条の二第二項の規定が適用される場合にあつては七十分の百」を加え、「割合」を「割合、同法第五十条第三項又は第六十条第三項の規定が適用される場合にあつては百分の百をこれらの規定に規定する百分の七十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成三十年八月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の介護保険法施行令第二十二条の二の二又は第二十九条の二の二の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に介護保険の要介護被保険者又は居宅要支援被保険者が受けた介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定による居宅サービス等又は介護予防サービス等に係る同法の規定による高額介護予防サービス費の支給について適用し、施行日前に介護保険の要介護被保険者又は居宅要支援被保険者が受けた同法の規定による居宅サービス等又は介護予防サービス等に係る同法の規定による高額介護サービス費又は高額介護予防サービス費の支給については、なお従前の例による。

第三条　第二条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第二十二条の二の二の規定は、施行日以後に介護保険の要介護被保険者が受けた健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（以下この条において「平成十八年旧介護保険法」という。）の規定による施設サービスに係る平成十八年旧介護保険法の規定による高額介護サービス費の支給について適用し、施行日前に介護保険の要介護被保険者が受けた平成十八年旧介護保険法の規定による施設サービスに係る平成十八年旧介護保険法の規定による高額介護サービス費の支給については、なお従前の例による。

第四条　第三条の規定による改正後の児童福祉法施行令第二十五条の五第一項の規定（児童福祉法施行令第二十七条の四における利用者負担世帯合算額の算定に適用する場合を含む。）は、施行日以後に支給決定障害者等（児童福祉法施行令第二十四条第五号に規定する支給決定障害者等をいう。以下この条において同じ。）が受けた第三条の規定による改正後の児童福祉法施行令第二十五条の五第一項第五号に規定する居宅サービス等に係る児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の規定による高額障害児通所給付費又は高額障害児入所給付費の支給について適用し、施行日前に支給決定障害者等が受けた第三条の規定による改正前の児童福祉法施行令第二十五条の五第一項第五号に規定する居宅サービス等に係る同法の規定による高額障害児通所給付費又は高額障害児入所給付費の支給については、なお従前の例による。

第五条　第四条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（以下「新障害者総合支援法施行令」という。）第四十三条の五の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する支給決定障害者等が受けた居宅サービス等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（以下「障害者総合支援法施行令」という。）第四十三条の四第一項に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）又は新障害者総合支援法施行令第四十三条の五第六項に規定する特定給付対象者が受けた障害福祉相当介護保険サービス（障害者総合支援法施行令第四十三条の四第四項に規定する障害福祉相当介護保険サービスをいう。以下同じ。）に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）の規定による高額障害福祉サービス等給付費の支給について適用し、施行日前に第四条の規定による改正前の障害者総合支援法施行令第四十三条の五第一項に規定する支給決定障害者等が受けた居宅サービス等又は同条第六項に規定する特定給付対象者が受けた障害福祉相当介護保険サービスに係る同法の規定による高額障害福祉サービス等給付費の支給については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○総務省令第四十五号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十六条の三第三項ただし書の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年七月十九日

総務大臣　野田　聖子

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（書面解除に伴い利用者が支払うべき金額）	（書面解除に伴い利用者が支払うべき金額）
第二十二条の二の九　法第二十六条の三第三項ただし書の総務省令で定める額は、次に掲げる額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を限度とする。	**第二十二条の二の九**　［同上］
一　書面解除までに提供された電気通信役務及び当該電気通信役務の提供に付随して提供された有償継続役務であつて書面解除に伴いその提供が中止されたものの対価に相当する額（次号から第四号までに規定する費用に係るものを除く。）	一　書面解除までに提供された電気通信役務及び当該電気通信役務の提供に付随して提供された有償継続役務であつて書面解除に伴いその提供が中止されたものの対価に相当する額（次号及び第三号に規定する費用に係るものを除く。）
［二・三　略］	［二・三　同上］